

## 青森商工会議所選挙人名簿縦覧について

本商工会議所議員選挙及び選任規約第十一条の規定により、選挙人名簿の縦覧期間、場所及びこれに伴う必要事項を次の通り公示する。

### 記

一、選挙人名簿縦覧場所

青森市新町一丁目二番十八号

青 森 商 工 会 議 所

一、選挙人名簿縦覧期間

令和七年九月十二日（金）より

令和七年九月十六日（火）まで

毎日九時より十六時まで

一、異議申立

選挙人名簿縦覧期間中に住所、氏名、名称、選挙権その他の記載事項について異議あるときは、名簿縦覧期間内に異議を申立てること。

一、選挙権及び被選挙権の喪失

選挙人名簿確定日（九月二十二日 十二時）迄に令和七年度の会費（会員の場合）又は、負担金（特定商工業者の場合）を納入しないときは、選挙権又は被選挙権を失います。

令和七年九月一日

青森商工会議所

議員選挙長 雪 森 正 三